

令和4年度 京都市はぐくみ推進審議会 第2回幼保推進部会  
会議録

日 時	令和5年1月31日（火）18：30～20：25
場 所	職員会館かもがわ 2階 大会議室
出席者	伊佐貴美子委員、和泉景子委員（Zoom 参加）、内海日出子委員、川北典子委員、雑賀隆子委員、杉本五十洋委員、中野浩子委員（Zoom 参加）、藤本明弘委員、升光泰雄委員、丸橋泰子委員、矢島里美委員（Zoom 参加）、山田恵子委員（50音順）
欠席者	吉田正幸委員
次 第	<議 題> 1 受給調整の特例について（意見聴取） 2 条例改正に向けた意見募集結果について（報告事項）

司 会	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和4年度第2回幼保推進部会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、幼保企画課長の横川と申します。</p> <p>本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>はじめに、前回の部会を欠席された丸橋委員から、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>&lt;丸橋委員自己紹介&gt;</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、和泉委員、中野委員、矢島委員におかれましては、ZOOMを活用してのオンライン参加をいただいております。</p> <p>また、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。</p> <p>「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員13名中12名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の梶山より御挨拶申し上げます。</p>
梶山室長	<p>&lt;開会あいさつ&gt;</p>
司 会	<p>次に、本日の資料についてでございます。</p> <p>資料については、事前に共有させていただきましたが、席上にも同じものを配布させていただいておりますので御確認をお願いします。</p> <p>それでは、本日の議事に移らせていただきます。</p>

	<p>ここからの議事進行につきましては、川北部会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>川北部会長、よろしくお願いいたします。</p>
川北部会長	<p>それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。</p> <p>本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、前回の部会からの継続審議案件を含め、2つの議題を予定しております。</p> <p>会議の予定としては20時30分までを目途として進めてまいります。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、まず、1つ目の議題の、 <b>需給調整の特例について</b> について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;資料1&gt;を用いて説明&gt;</p>
	<p>なお、吉田委員におかれては本日御欠席のため、事前に頂いていた御意見を私から簡潔に御紹介させていただく。</p> <p>吉田委員からは、利用定員や需給調整に関する基本的な考え方を述べていただいたうえで、市の見直し案については、現行の考え方（厳格な3%規制）に比べると、利用者の選択の幅が広がるという点で、一定の評価をすることができるとのコメントを頂いている。</p> <p>そのうえで、今後、小規模園への配慮や、在園児・新入園児の区別なく利用定員の引上げを認めるべき、などといった御提案を頂いている。</p>
川北部会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>発言に当たりましては、お名前を述べてから発言をお願いします。</p>
藤本委員	<p>短期間での取りまとめ、非常に苦勞されたと思う。幼稚園側の立場で言えば少なからず思うところもあるが、視野の広いところでバランスを取っていただいたと思う。一つの案として受け止めさせていただき、当該案に賛成の立場で意見を述べさせてもらおう。</p> <p>そのうえで、本件はこのような短期間で結論を出すべき議論であっ</p>

たか、はなはだ疑問である。単に、幼稚園がどうか、保育園、認定こども園がどうかということではなく、もっと非常に大きなスケールの話である。

どこかで結論を出さないといけないことは分かるが、今後も、いろいろな人から意見をもらい、議論を尽くし、時間をかけて集約していくことが重要である。意見が合っている、間違っているというものではない。

幼稚園の預かり保育について、様々な意見が出ているが、内情をよく理解されていないのではないかと感じる。

実態として、幼稚園の多くは、春・夏・冬の長期休暇を含め、保育園と何ら変わらない保育時間を行っている。

当然、従来の1号認定児童もいるが、新2号の資格を持っており、要件的には保育園に通うことも可能である園児の利用も多い。そのため、事業計画上の量の見込みについては、預かり保育も含めて算出されている。

最近、新2号の預かり保育が多くなりすぎて、従来の1号の預かり保育ができない幼稚園が多くなっている。今後、振替えを撤廃すれば、園児の行き場がなくなる可能性があり、新規の保育所をつくらなければならない。

当該ルールができてから年数が経過しているにもかかわらず、1ミリも変更しないという思いは毛頭ないが、時代に合った見直しをすべきではないかと考えている。子どもの数は、当初の予測以上に減少しており、定員上限を撤廃することは問題である。上限の考え方についても、幼稚園と保育園で10人、15人の差があることについては、本音のところは何故という思いを持っている。100%納得はしていないが、少しでも議論を進めていくためには、止む無しの部分もある。ただし、先ほども述べたが、預かり保育の考え方については、強く申し上げておく。

人数の問題は、非常にシビア。園児がどんどん少なくなっていく現状において、どの施設もバランスよく運営していくためには、各園の運営実態を行政にオープンにし、きちんと利用定員を守る。仮に、給付費の減算対象となれば、潔く受け入れる。行政はそういった動向についてしっかりと把握することが大事。

今後、私立幼稚園から認定こども園に移行する園が今まで以上に増加すると思われるが、在籍している職員の処遇など、園運営をどうするかについて検討する時間が必要となるため、行政は、早急に移行を

<p>矢島委員</p>	<p>打ち切ることをないように、例えば、2年間の猶予期間を設けるなどの措置を講じてほしい。</p> <p>幼稚園の預かり保育の実態が保育園と変わらないとのことであるが、疑問である。</p> <p>3%ルールについては、今回の見直しにより、現状よりも保護者ニーズに応えられるものであり、非常にありがたいことである。</p> <p>一方で、そもそも国は人数に上限を設けていない。園の意見や状況を踏まえて、利用定員の見直しを行うべき。現行ルールを守っている園は定員超過状態にはなく、1号の卒園児がいない場合は、次年度4月の新規受入ができないため、実人数及び今後の増見込みを合わせて新規受入を認めてほしい。</p> <p>定員減ルールでは、前年度平均人数を踏まえた変更ではなく、著しい少子化を考慮し、現時点の実人数を基に変更を可能としてほしい。</p> <p>定員超過による減算措置については、公定価格の最低金額からの減額は、子どもの処遇の悪化にもつながるため、健やかな育ちを守る観点から減額すべきではなく、定員の見直しで対応すべき。</p> <p>幼稚園から認定こども園への移行時は、「3%+預かり保育分」が上乘せ可能であり、預かり保育の数が多ければその分、上乘せ定員も増えることとなり、周囲の園へより影響を与えることになるのではないか。</p> <p>預かり保育をどのように把握しているかについても、併せて教えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>定員超過状態になく、1号の卒園児がいない場合については、次年度4月の新規受入れができない状況が生じることについては、我々も承知している。しかしながら、今回の見直し案は、あくまでも実態に合わせた定員の増減を行うことができるようにしたものである。御指摘の点は、引き続きの検討課題であると認識しているが、今回の見直し案では、今後の新入園児の見込み等を踏まえての定員引き上げは想定していない。</p> <p>定員減についても、実態に合わせるというのが前提であり、時点をどうするかという議論はあるが、まずは前年度の年間平均児童数を比較対象としつつ、運用していくことを考えている。</p> <p>預かり保育の振替分については、資料説明でも申し上げたとおり、保育の見込みと同様の考え方で預かり保育を実施していただい</p>

杉本委員	<p>るため、2・3号への振替えを認めているもの。</p> <p>また、預かり保育に係る移行時の把握の方法についてであるが、本市で新2号認定児の把握などを行っているため、それに合わせる形で適切に設定している。</p> <p>保育園から認定こども園への移行枠については3%とされており、これは100人定員でも3人しか枠がない。満3歳時点で1号に移行する園児が多いが、見直し案でも15人が上限となる。枠が空かないと新規受入ができないというのは、利用者の選択の自由を奪うことになるのではないかと。正直、15人という上限設定には納得していない。各園の見通しも考慮し、在園児も新入園児も両方とも受け入れられるようにするのが、妥協策ではないかと。</p> <p>藤本委員がおっしゃられていたが、幼稚園における預かり保育については、本当に一生懸命に取り組んでいただいていると私も認識している。</p> <p>しかしながら、保護者のニーズは多岐にわたっており、認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設である。親の意思で自由に行き来できるのがメリットであり、その選択の自由をしっかりと確保していく必要がある。</p> <p>そもそも移行時の定員上限を設けるべきか否かであるが、上限までいくか分からないくらい少子化が進行しているのが現状。親のニーズは1年ごとに変わる。上限設定は、保育を提供する側の論理でしかなく、利用する側の論理を尊重しないと、本当の意味での京都の保育の発展にはつながらない。</p> <p>ちなみに、供給過剰になった場合であっても、認定こども園に移行できないということはないという認識でよいか。</p>
事務局	<p>国制度の確認ができていないが、少なくとも本市では認定こども園への移行について、例えば、来年度から認めないといったことは考えていない。</p> <p>状況の推移も見ていく必要はあるが、先ほど藤本委員が懸念されていたような早急に移行を打ち切るといったことは考えていない。</p>
杉本委員	<p>そもそも定員設定については、各園が状況に応じて自由に設定でき、行政はその意向を尊重することとされているのではなかったか。上限設定を行うという京都市の考え方とは相容れないのではないかと。</p>

事務局	<p>国通知では、市町村は申請者と意思疎通を図り適切に定員設定することとされている。</p> <p>第1回の部会でも説明したが、国のFAQでも、需給バランスについては、一定、考慮する要素であると明記されている。当然、市だけで決めるものではないが、実態は踏まえる必要はあるし、需給バランスは考慮すべき事項であると考えている。</p>
杉本委員	<p>多少の変動幅を持った申請は各園の経営判断でもある。各園は親のニーズに応える責務もあり、そのことをしっかりと尊重して定員設定を行ってほしい。</p>
事務局	<p>在園児の振替えだけでなく新入園児も含めてという提案であるが、あくまでも、今回の見直しは、実態に合わせた定員の増減を行うことができるようにしたものである。</p> <p>藤本委員からも発言いただいたが、本件は非常に大きな見直しであり、本来であれば、どの程度の新規受入れのニーズがあるのか等についてデータで把握して検討すべき内容であるが、そういった客観的なデータがないのが正直なところである。</p> <p>一方で、実態として在園児の振替えに伴う定員超過により、給付費の減算措置が行われている園があることも事実。今回は、定員を超過している場合は、実態に合わせて引き上げることが可能となるよう見直しを行ったものである。委員からの提案の趣旨は理解しており、引き続き、様々な観点から検討していくべき問題だと認識している。</p>
杉本委員	<p>客観的なデータというが、3%の枠を守っている園については、新入園児を泣く泣く断っており、データとして表に出てこないが、入園のニーズがあるのは事実である。3%の枠を守ってきた園がほとんどであり、正直者がバカを見ることになる。まったくもって理不尽である。</p> <p>定員上限を15名とするのであれば、せめて在園児も新入園児も、その範囲であればよいというように柔軟に対応すべきであり、この点については引き続き強く求めていく。</p>
丸橋委員	<p>3%ルールが設定されたときの大ショックは忘れられない。私は、専業主婦であったが、働きたいという意向を持っており、子どもにつ</p>

事務局	<p>いても、いい保育環境に入りたいと思っていたため、認定こども園になっても、たった3%の枠しかないのかという思いを持っていた。</p> <p>育休を取得する人は1号認定となるが、現在、より長く育休を取得する保護者が増加しており、そういった方が入園できないという声も聞いてきた。見ているのが辛く、何とか変えていきたいと考えていた。今回、少しでも3%ルールが変わることは非常に喜ばしいこと。</p> <p>他都市では、認定こども園の定員内であれば、1⇔2号の振替えは自由というところもある。せつかく見直すのであれば、そうした見直しを行うべきではないか。</p> <p>ちなみに、市内において、3%ルールが適用される供給過剰区域はほとんどないのではないのか。</p> <p>1号認定については、平成27年度からの第1期事業計画時点で、全35提供区域のうち全提供区域で供給過剰であり、令和2年度からの第2期事業計画時点でも同様に全提供区域で供給過剰である。</p> <p>2・3号認定については、第1期事業計画時点で、3区域だけが供給過剰であったものが、第2期事業計画時点では区域が拡大し、19区域が供給過剰となっている。</p>
内海委員	<p>少子化が顕著になってきている中で、短期間で見直し案を作成いただき、感謝している。これにより、保護者ニーズについて少しでも支援ができると考えている。</p> <p>保育園連盟においても、加盟園の定員割れの状況については把握しているが、令和5年4月時点の定員割れは、今以上になると予想される。施設間の公平性の観点等、諸々の課題は残っているが、市の見直し案については賛成の立場である。</p> <p>市内でも、入園が難しいところ、定員割れが生じているところなど、地域によって状況は異なるので、一律ではない対応について今後は検討していただきたい。</p> <p>幼稚園の預かり保育の取扱いは、今後の課題として、引き続き検討をお願いしたい。この部分を認めるなら、保育園由来のこども園でも1号振替えを別枠で認めるなどしてはどうか。</p>
升光委員	<p>施設側からすれば、どの施設にとっても完全に満足できる答えはない。その中で、どういう形が京都市全体にとって良いかを議論することが大事で、社会全体の在り方を考えていくというのがロマン。</p>



	<p>これまでから、子どもや子育て世帯にとって、どういう教育・保育が重要で必要なのかという観点について、施設の在り様を越え、子ども・子育て会議の中で議論を続けてきた。</p> <p>各々の立場から、多くの切実な意見が交わされたことが、今日の収穫ではないか。こちらを立てれば、あちらが立たずという状況を皆が分かっているながら、それをお互いが、もう少し何とかならないかということで、発言をされたものだと認識している。</p> <p>例えば、保護者から「長時間働く必要があるから、土曜日も保育をしてもらえないか。」といわれることがある。その際には、「京都市には様々な施設タイプの施設があり、それぞれの持ち味がある。うちのほかにもいい保育園、認定こども園があるよ。」と涙ながらに、でも安心して園児を送り出すことがある。そうすることができるのも、それぞれの施設について、きちんと信頼ができているからである。</p> <p>保護者ニーズというときには、たくさんの園との出会いの中で、その家庭に合った施設があるのではないかという視点を持ってもよいのかもしれない。</p> <p>卒園した園児たちが、その後、故郷のように園を尋ねてくることもある。ニーズ調査にしても、在園児に関しての調査ではなく、そういった意味で、真に求められている園のニーズという観点もあるのではないか。</p> <p>地域内に、保育園や幼稚園、認定こども園など多様な施設があり、保護者のニーズに応えることができる環境をつくっていくという視点を持つべき。</p>
山田委員	<p>関係機関の現状について把握することができた。</p> <p>小規模事業所で働いているが、卒園児が、親のニーズ・園児の特質に合った次の園に行くことができているのか正直不安であった。今回の見直しにより、少しでも園の選択の幅が広がったことは嬉しく感じている。</p> <p>今後も、各施設で連携を図りつつ、京都の宝である子どもたちをしっかりと守っていきたい。</p>
雑賀委員	<p>認定こども園の事務は、かなり大変だというイメージを持った。事務的な部分については、できるだけ簡素化すべき。京都市の職員も複雑な制度だと大変ではないか。そのような事務的な部分に手を取られないようにし、園長、保育士等が子どもや親にしっかりと向き合える</p>

和泉委員	<p>ようにすべきではないか。</p> <p>子どもが毎日園にきて、帰るときに、「楽しかった、幸せだった。」と思えるように注力すべき。理想論かもしれないが、それが本来の園の在るべき姿だと思う。</p> <p>前回の部会后、自分が認定こども園等について何も知らなかったと感じ、知り合いから「保育施設・事業所の一覧」という冊子を購入した。ハード面で3%という壁があることは理解したが、例えば、この冊子には、私立幼稚園の所在地のみが記載されており、早朝保育や延長保育の情報等は記載されていない。保護者に対して、多様な施設があるということを知ってもらうことが必要。</p> <p>ソフト面の対策として、例えば、当該情報等をB4用紙などにまとめ、各区役所窓口等にて配布できれば、保護者の園選択の幅が広がるのではないかと。</p> <p>この間、3%ルールについてスピーディーに検討がなされており、たくさんの方の努力の跡を感じている。今後、ソフト面の改善も進んでいけば、施設間も仲良くなっていくのではないかと。</p>
中野委員	<p>3%ルールがあるがために、1号認定の園児の入園を断っているケースが多くあるとのことだが、どの程度の件数があるのか。今後、議論を進めるうえではそういう数値も示していくべきではないか。今後は、調査していくことは考えているのか。</p>
事務局	<p>1号認定の園児の入園を断った件数については、現状把握していない。今後、ルールの見直しを議論する際には必要な情報であると考え、把握が難しいのも事実であり、どういう形で把握できるかについても検討していきたい。</p>
中野委員	<p>施設側は、日々実感していることだと思うが、我々はそういった客観的な情報がないと、どういう方向に見直しを進めるべきか判断することができない。よりよい議論をしていくためにも、前向きに検討してほしい。</p>
藤本委員	<p>御指摘の数値については、客観的なデータの一つであり、判断材料になることは間違いない。しかしながら、升光委員もおっしゃっていたように、数値の持つ背景が必ずしも我々が想像する内容を正確に表</p>

	<p>しているかどうかは分からない。</p> <p>例えば、認定こども園での1号⇔2号の振替について、必ずしも子どものためになっている振替かどうかは分からない。大人の都合で振替を行うケースもあるのではないかとということ。</p> <p>満3歳になれば、1号になれば25,700円のお金が出るが、お金がもらえるから振替しようという保護者もいるかもしれない。結局は、保護者の良心に委ねられることになる。</p> <p>本来であれば、保護者と園側でしっかりと話し合い、「子どものためには、こっちの区分の方が良いよね」という議論がなされたうえで、振替が行われるべき。自由に振替ができることが既得権益のようになるのはまずいのではないか。</p>
伊佐委員	<p>私は幼稚園で勤務しており、これまで認定こども園の状況をほとんど知らなかったが、この間の議論を聞いて、3%ルールなど考えることが多く、大変な状況について理解できた。特に、働く母親が色々考えて希望する園に入ることができるようになれば良いと思う。</p>
杉本委員	<p>保育園は、保育要件が無くなった場合、退園する必要がある。そうならないように、保育要件があろうがなかろうが、最後まで1つの園で過ごすことができるように認定こども園が存在している。</p> <p>これまで、3%ルールという規制があるがために、たくさんの保護者に迷惑をかけてきたことを忘れてはならない。</p>
川北部会長	<p>まだまだ議論が尽きないところですが、時間の都合上、本議題はここまでといたします。</p> <p>本日頂戴した意見等を踏まえ、事務局において必要な修正をさせていただき、見直し案とさせていただきます。</p> <p>もし時間の都合で発言できなかった御意見があれば、お手元の「御意見・御質問票」に記載いただきますようお願いいたします。</p>
川北部会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>2つ目の議題の <b>条例改正に向けた意見募集結果について</b> について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>&lt;資料2&gt;を用いて説明&gt;</p>
川北部会長	<p>本件は報告事項ですので、事務局からの報告案の内容で進めていただくこととします。</p>
川北部会長	<p>それでは、本日の議題は以上となります。 事務局に進行をお返しします。</p>
司 会	<p>川北部会長、ありがとうございました。 需給調整の特例については、本日もたくさんの貴重な御意見をいただきありがとうございました。 短期間での議論となり、また、様々な課題提起もいただいたところではありますが、本市が提示した見直し案について、大きな方向性としては、一定の御理解をいただいたと認識しております。 今後、本日の議論を踏まえ、京都市において制度設計を進め、早い段階で新しいルールを適用させ、今後も継続的に当部会で議論を行っていきたいと考えています。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中、長時間にわたって御議論いただき、厚く御礼申し上げます。 以上で、第2回幼保推進部会を終了させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。</p> <p>&lt;部会后、書面で提出があった追加意見&gt;</p>
和泉委員	<p>○議題1 受給調整の特例について 3%という数字が保育所、認定こども園、幼稚園にとって、とても重要な数字となることが理解できた。加えて、施設移行をすることは、保護者の就労状況や教育に大きな影響を与えるものだと知った。各々の事情も踏まえて、パーセンテージの変更については、慎重に検討したほうがよいかもしれないと感じた。</p>